

# 令和8年度 豊田市立寿恵野小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

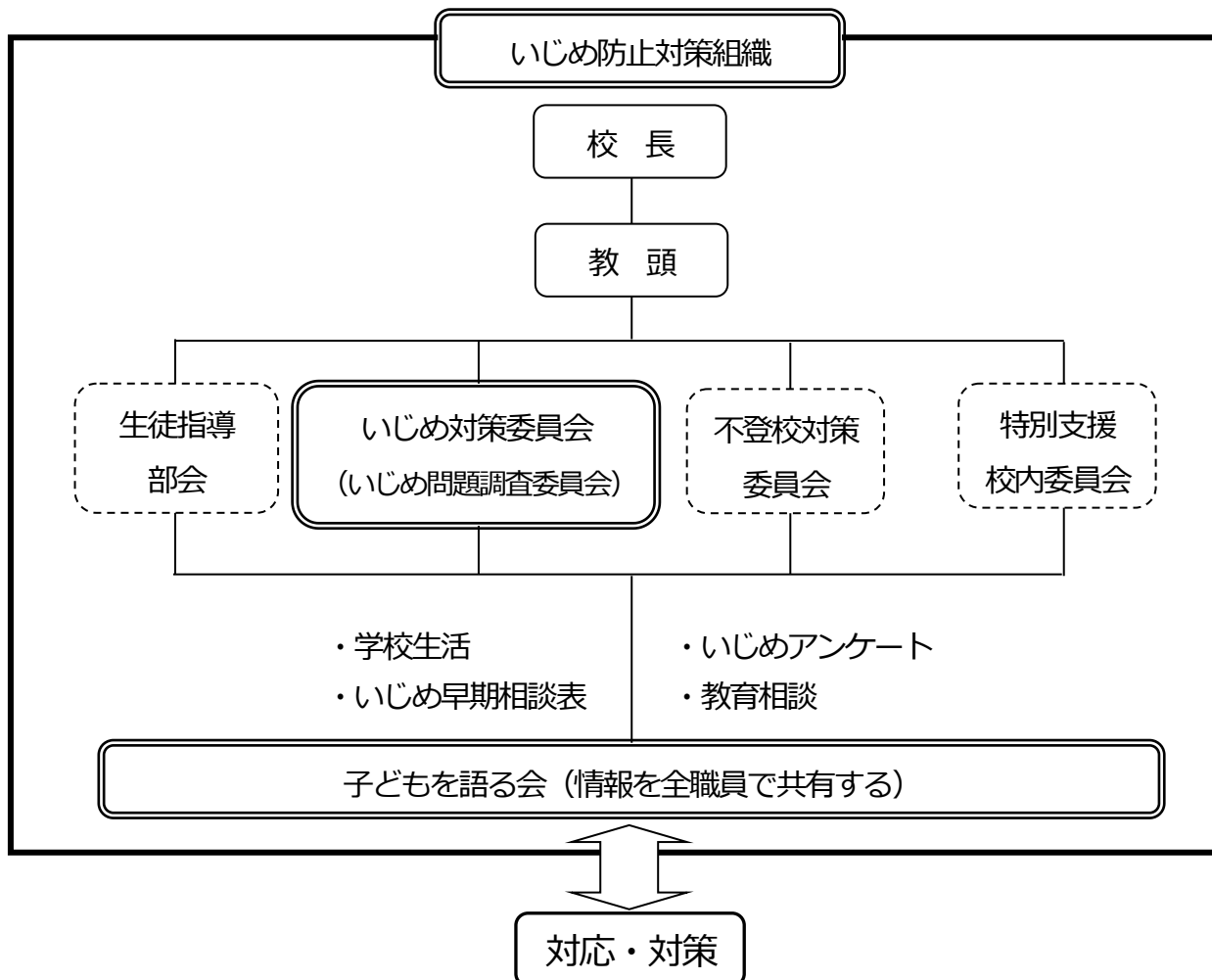
いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。一人一人の心の居場所があり、安心して生活ができる学校、いじめのない学校の実現を目指す。

## 2 いじめ防止対策組織

校内に、「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、いじめのもととなりそうな小さな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。



### (1) 「いじめ対策委員会」の役割

#### ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・教員による「点検と見直しのためのチェックシート」や「保護者アンケート」を実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・教育相談アンケート（いじめアンケート）や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ・教職員の資質能力向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。

#### ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、ホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校自己評価の結果等を発信する。
- ・学校公開日、個別懇談会で保護者に対していじめの対応について説明する。

#### エ いじめへの対処

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について教育委員会へ報告する。
- ・いじめ解消の判断をする。
- ・重大事態が起きた場合は、「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。

### (2) いじめ防止対策委員会の構成員

#### <教職員>

- |                                 |               |               |       |
|---------------------------------|---------------|---------------|-------|
| ○校長                             | ○教頭           | ○教育相談コーディネーター | ○教務主任 |
| ○校務主任                           | ○生徒指導主事（主任）   |               |       |
| ○学年主任                           | ○養護教諭         | ○スクールカウンセラー   |       |
| ○スクールソーシャルワーカー 等                |               |               |       |
| ※必要に応じて、校外の専門的な知識を有する方にご助言をいただく |               |               |       |
| ○主任児童委員                         | ○学校運営協議会委員代表者 |               |       |
| ○子ども家庭課                         | ○児童相談所        | ○子ども発達センター    |       |

### (3) 「子どもを語る会」の役割

- ・全教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

### (4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- #### ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。

イ 毎月「子どもを語る会」を開催し、日常の児童の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。

ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

#### (1) 未然防止の取組

ア すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で活躍できる学校づくりを進める。

イ 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

ウ 児童の活動や努力を認め、分かる授業づくり、自己肯定感を育み学び合う授業の工夫、自己有用感を高める活躍の場面の設定に努める。

エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育（権利学習プログラム）の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

オ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようにする。

カ 児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの対策に資する活動を行う（学級活動・特別活動）。

キ 心の相談室を利用した児童の記録を4役で回覧し、児童の相談内容を把握する。心配な内容については担任に伝える。

#### (2) 早期発見の取組

ア 学校生活アンケートや教育相談を定期的（5、9、2月の年3回）に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 普段から教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。「先生たすけて」訴えがあった場合は早急に対応する。

ウ はあとラウンジの利用の仕方やいじめ相談電話等の外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

エ 月に1回職員会議後に「教員チェックシート」を実施して学級の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。

オ 教職員間で情報共有する「子どもを語る会」を定期的（4、5、6、9、11、2月の年6回）に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。

カ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」をホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。

キ 朝の健康観察のときに一人一人の顔を見て声を聞き、気になる児童に声を掛ける。

ク 教職員と児童の間で交わされる日記を活用し、児童の言葉を敏感に受け止める。

#### (3) いじめへの対処

ア いじめの発見・通報を受けたら、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 気になる児童の様子があった時に、迅速に事実確認ができるように早期相談票を職員室に印刷しておく。管理場所や活用方法について職員に周知する。

ウ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。

エ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。

オ いじめを行った児童が、他人を傷つけてしまう背景をさぐり、保護者との相談の上、スクールカウンセラー等と連携して対応にあたる。加害児童には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

カ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、豊田市青少年相談センター（パルクとよた）、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター、子ども家庭課（教育委員会）、豊田市いじめ防止対策委員会の委員やとよた子どもの権利相談室等の関係機関との連携のもとで取り組む。

キ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

ク ネット上のいじめや、犯罪行為と認められるいじめの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

ケ 児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### (4) いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

##### <いじめ解決の目安>

- ・いじめを受けた児童が、現在いじめはないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめはないと判断できる。
- ・周りの児童や教師から見て、現在いじめはないと判断できる。

#### 4 重大事態への対応

(1) いじめの重大事態が疑われる場合は、速やかに教育委員会に状況を報告し、早期解決を図る。その後、重大事態となった場合は、速やかに教育委員会に報告をし、適切に対応して早期解決を図る。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な構成員で支援指導体制を整備するとともに、専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

#### 5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。

(2) 教員による「点検と見直しのためのチェックシート」を年2回（7月・12月）、保護者への学校評価アンケートを年に1回（11月）実施する。結果については、いじめ対策委員会で検証を行う。

#### 6 その他

(1) いじめの防止に関する校内研修（OJT研修）を年1回計画し、児童理解やいじめ

対応に関する教職員の資質向上に努める。

- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。必要に応じて、年度途中に見直しをする。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学、進級に当たって適切に引き継いだり、情報提供したりできる体制をとる。

<参考資料 取組の年間計画>

		いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↑	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○いじめ対策委員会(子どもを語る会)	○相談室やS Cの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○新入生を祝う会	○身体測定 ○ミニ通学団会	○PTA 総会での「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○個別懇談会(希望制) ○学校公開日
5月		○いじめ対策委員会(子どもを語る会)	○ソーシャルスキルトレーニングを行う	○「学校生活アンケート」 ○「教育相談アンケート」 ○教育相談週間	
6月		○いじめ対策委員会(子どもを語る会)			
7月		○教員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証			○個別懇談会(全員)
8月		○中間評価→検証			
9月		○いじめ対策委員会(子どもを語る会)	○いじめについての道徳の授業(全学年) ○福祉実践教室(3年)	○「学校生活アンケート」 ○「教育相談アンケート」 ○教育相談週間 ○身体測定	○学校公開日
10月			○スポーツフェスティバル		○中間期懇談会
11月		○いじめ対策委員会(子どもを語る会)	○2年学習発表会 ○6年修学旅行 ○5年学習発表会	○ミニ通学団会	○保護者への学校評価アンケート(基本方針に基づく取組の実施状況を評価項目に位置付ける)
12月		○教員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証	○6年学習発表会 ○赤い羽根募金活動 ○人権集会(講話) ○人権週間		○個別懇談会(希望制)
1月			○3年学習発表会	○「学校生活アンケート」 ○身体測定	○校内書き初め展
2月		○いじめ対策委員会(子どもを語る会) ○学校自己評価	○特別支援学級学習発表会 ○4年学習発表会 ○1年学習発表会	○「教育相談アンケート」 ○教育相談週間	○学年末懇談会
3月		○保護者アンケートの結果を検証し、「基本方針」の見直し	○6年生を送る会	○文科省「生徒指導上の諸課題調査」によるいじめ調査	○学校自己評価の結果を検証

		○いじめ対策委員会の開催			
通年		<ul style="list-style-type: none"> <li>○校内のいじめに関する情報の共有（子どもを語る会）</li> <li>○対応策の検討</li> <li>○伝達講習を定期的に開催（OJT）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集会での校長講話</li> <li>○道徳教育、体験活動の充実</li> <li>○学び合いの授業の充実</li> <li>○デジタル・シティズンシップ教育の推進（小1～2：年間2時間以上、小3～小6：年間3時間以上実施）</li> <li>○SOSの出し方に関する教育の実施</li> <li>○命を大切にする授業の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康観察の実施</li> <li>○SCによる相談</li> <li>○日記等</li> <li>○「先生たすけて」</li> <li>○月2回のSSWによる見取り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○見守り隊による登下校の見守り</li> <li>○権利学習プログラム</li> </ul>